

※ 本文書は、平成26年3月に会員専用サイトに掲載したのですが、平成27年5月29日付け「監査基準委員会報告書260の改正に伴う監査役等への品質管理レビューの結果の伝達に関する留意点」の公開に伴い、一般サイトにも掲載したものです。

平成26年3月27日

## 新規業務受嘱のための提案書での品質管理レビュー結果の 記載の取扱いについて

日本公認会計士協会  
副会長 関根 愛子

品質管理レビュー制度の定着や有価証券上場規程の改正等を背景に、監査役等から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の通知（会社計算規則第131条第三号）に関連して、レビュー報告書及び改善勧告書の開示を監査人に要請する例が出てきており、協会では監査事務所の責任の下において、レビューの結果を要約し監査役等に提供することは問題ないとして、具体的な取扱いについて、平成25年10月4日に監査役等への品質管理レビューの結果の通知の開示について副会長名で通知([http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa\\_pr/news/post\\_1777.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1777.html))しています。

また、新規業務受嘱のための提案書においても、監査事務所の品質管理レビューの結果について記載が求められる場合がありますが、レビューの結果を要約し監査役等へ説明することとの平仄に鑑み、以下の全ての要件を満たす場合には、監査事務所の判断で開示できると考えられますので、提案書での適切な記載を図って頂きたいと考えております。

- 要件1 新規業務（既存業務の更改・延長を含む）受嘱のための提案書（名称を問わず、個別に作成されたもの）であること。
- 要件2 提案書提出先の選定関係者に開示が限定されていること。
- 要件3 記載内容は以下に限定されていること。
- ① 品質管理レビューの結果の概要であること。
    - ・ 結果の報告日
    - ・ 結果の概要
    - ・ 個別業務でない重要な指摘の概要ただし、既存業務の更改・延長の場合において、監査役等へ説明した当該業務に関する重要な指摘はその限りではない。
  - ② 概要の記載が品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内容を誤認させるものでないこと。
- ①の概要は、開示できる最大範囲を示しており、記載内容は各監査事務所の判断によるものとする。

以 上